

● 「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」の創設について

【現状・課題】

- 昨年末の12月26日に有識者による「地域共生社会推進検討会」の最終とりまとめが公表された。
  - この中では、いわゆる8050世帯や介護と育児のダブルケアなど、個人や世帯が抱える複合化・複雑化した課題に対して、市町村が包括的な支援を進めるため、
    - ①本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」
    - ②社会とのつながりを回復する「参加支援」
    - ③地域における多世代の交流を確保する「地域づくりに向けた支援」
- の3つの支援を一体的に進める新たな事業を創設すべきとされた。

【令和2年度の取組】

- 最終とりまとめを踏まえ、新事業として「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の改正法案（令和3年度施行）が閣議決定され、国会に提出された。
- 令和2年度のモデル事業については、実施箇所数を令和元年度の200から250に増やすとともに、新たな事業により近い形で実施できるよう、従来から行ってきた「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、新たに「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」等の内容を追加。

【依頼・連絡事項】

- 各自治体におかれては、地域共生社会の推進を担当する部局と障害福祉担当部局等が連携してモデル事業を活用し、新たな制度への円滑な移行に向けた積極的な取組をお願いします。
  - 特に、令和元年度以前からモデル事業を実施している自治体におかれては、令和2年度から、新メニューの「参加支援」と「地域づくりに向けた支援」も合わせて実施いただき、新制度により近い形でモデル事業を実施するようお願いします。